# 喀痰吸引（たんの吸引等）にかかる事業者の登録について

○喀痰吸引等の提供を行う場合、**事業所ごとに、次の（1）（2）それぞれに**県への登録が必要です。

（1）**介護職員**（認定特定行為業務従事者認定証を持つ者）に喀痰吸引等を行わせる場合
⇒**「登録特定行為事業者」**の登録

（2）**介護福祉士**（喀痰吸引等が付記された介護福祉士登録証を持つ者）に喀痰吸引等を行わせる場合　⇒**「登録喀痰吸引等事業者」**の登録

## 1　登録に必要な書類

| | 様式番号 | 登録特定行為事業者（法附則第20条） | 登録喀痰吸引等事業者（法第48条の３） |
|---|---|---|---|
| ① | 1－1 | 登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録申請書 | 登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録申請書 |
| ② | － | 定款または寄附行為〈申請者が法人である場合〉 | 定款または寄附行為〈申請者が法人である場合〉 |
| ③ | － | 登記事項証明書〈申請者が法人である場合〉 | 登記事項証明書〈申請者が法人である場合〉 |
| ④ | － | 住民票〈申請者が個人である場合〉 | 住民票〈申請者が個人である場合〉 |
| ⑤ | 1－2 | 介護福祉士・認定特定行為業務従事者名簿 | 介護福祉士・認定特定行為業務従事者名簿 |
| ⑥ | － | （1－2）名簿に記載した者の資格者証の写し | （1－2）名簿に記載した者の資格者証の写し |
| ⑦ | 1－3 | 誓約書（法第48条の４各号の規定に該当しない旨の誓約書） | 誓約書（法第48条の４各号の規定に該当しない旨の誓約書） |
| ⑧ | 1－4 | 登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録適合書類 | 登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録適合書類 |
| ⑨ | － | 喀痰吸引等業務方法書 | 喀痰吸引等業務方法書 |
| ⑩ | － | <法第48条の５で定める要件が規定されているもの> | <法第48条の５で定める要件が規定されているもの> |
| ⑪ | － | 上記方法書に定めてある様式等 | 上記方法書に定めてある様式等 |
| ⑫ | － | | 実地研修実施方法書 |
| ⑬ | － | | 講師（指導看護師等）の資格免許証の写し |
| ⑭ | － | | 指導者研修の修了証の写し |
| ⑮ | － | | 実地研修修了証（ひな型） |

## 2　「登録喀痰吸引等事業者」について

・介護福祉士に対する実地研修の実施にあたって、事前に登録すること。
・実地研修実施方法書等については、別添参考例を参考に作成すること。
・既に「登録特定行為事業者」として登録している事業者については、重複する書類について（上記②、③、④、⑦、⑨、⑩、⑪）、今回の登録申請にあたり変更が生じなければ、提出を省略することは可能である。⑤、⑥、⑫～⑮の書類は、必ず提出すること。
・介護福祉士に対する実地研修修了証は、登録喀痰吸引等事業者において交付すること。
・実地研修修了証の交付状況については、修了者管理簿（参考様式８）で管理し、定期的（翌年度４月末まで）に県に報告すること。